

## 入湯税の使途状況

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、課税するとされている。

海津市においては、地方税法に基づく市税条例の規定により、入湯客1人1日について100円を課税しており、令和4年度決算における収入済額は、25,845千円となっている。

### 【歳入】

入湯税収入済額 25,845 千円

### 【歳出】

入湯税充当事業費 119,930 千円

### 【入湯税充当事業】

(単位：千円)

事業名		事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	入湯税	その他
消防施設等の整備	消防庁舎管理事業	8,476	0	0	6,850	884	742
	常備消防車両等資器材管理事業	39,941	13,541	9,000	0	9,459	7,941
	非常備消防車両資器材等管理事業	27,305	0	18,700	0	4,678	3,927
	消防水利整備事業	7,516	0	0	0	4,086	3,430
小計		83,238	13,541	27,700	6,850	19,107	16,040
観光施設の整備	水晶の湯管理事業	2,259	0	0	0	1,228	1,031
	海津苑施設運営管理事業	9,888	0	0	6,459	1,864	1,565
	小計	12,147	0	0	6,459	3,092	2,596
観光振興	観光PR事業	5,051	0	0	0	2,746	2,305
	観光イベント関連事業	19,494	839	0	17,000	900	755
	小計	24,545	839	0	17,000	3,646	3,060
合計		119,930	14,380	27,700	30,309	25,845	21,696